市町村議会で議決した意見書等（令和３年９月追加分）

令和3年10月1日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	八幡平市	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	R3.9.10	1
2	二戸市	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R3.9.24	2
3	二戸市	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	R3.9.24	3
4	北上市	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	R3.9.28	4
5	北上市	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書	R3.9.28	5
6	北上市	東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書	R3.9.28	6

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】令和３年９月10日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 経済産業大臣　経済再生担当大臣 【件　　　名】コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。 地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。 その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。 よって、国においては、令和４年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。 記 1　令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。 2　固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。 3　令和３年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。 4　令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。 5　炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】令和３年９月 24 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 　改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実現が必要です。また、よりきめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性について言及しています。 　学校現場では、感染症対策による消毒作業や貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が依然として山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保するのが困難な状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。 　一方、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国が果たすべき役割です。 　よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。また、自治体が「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】令和３年９月 24 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 経済産業大臣　内閣官房長官　経済再生担当大臣 【件　　　名】コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。 地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。 その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。 よって、国においては、令和４年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。 記 １　令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。 ２　固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。 ３　令和３年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。 ４　令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。 ５　炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和３年９月 28 日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　経済産業大臣　経済再生担当大臣 まち・ひと・しごと創生担当大臣 【件　　　名】コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。 地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。 その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。 よって、国においては、令和４年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。 記 １　令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。 ２　固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。 ３　令和３年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。 ４　令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。 ５　炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和３年９月 28 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　厚生労働大臣 国土交通大臣　環境大臣　防衛大臣　沖縄及び北方対策担当大臣 【件　　　名】沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書 先の沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、岩手県出身者685名を含めて、沖縄線などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘されています。 糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法にもとづき、戦跡としては、わが国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲になった人々と兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われています。 いま、こうした状況のなか、戦争で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を、沖縄防衛局は、「辺野古新基地建設の海域埋立て計画」によって採取し、埋め立てに使用しようとしています。これは、国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てるものであり、人道上許されないことです。 沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は、岩手も含めて、全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではないと考えます。 よって、人道的・倫理的観点から、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。 記 1　沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないこと。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和３年９月 28 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　農林水産大臣　経済産業大臣　環境大臣　復興大臣 【件　　　名】東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書 2021年４月13日、政府は東京電力福島第一原発事故に伴う「ALPS（多核種除去装置）処理水」を海洋放出する方針を決めました。今回の決定は、地元三陸の漁業者はもとより国民の強い反対や懸念があるなか、「関係者の理解なしにはいかなる処分を行わない」とする政府・東京電力と地元漁業者との約束を反故にしたものであり、極めて問題です。 「ALPS処理水」は、通常の原発から放出されているトリチウム水とは異なり、トリチウムばかりではなくトリチウム以外の基準値を超える核種（魚や人の骨に蓄積されるストロンチウム90等）の存在が指摘されており、体内に取り込まれると「内部被ばく」する危険性について専門家が警鐘を鳴らしています。 このまま処理水の海洋放出が行われれば、三陸の漁業関係者にとって「死活問題」であり、漁業ばかりではなく、地域経済が大打撃を受けることは必至です。これまで10年にわたる東日本大震災・原発事故からの復興に向けた関係者の懸命な努力を、一瞬にして無にする愚かな行為です。 よって、政府と東京電力は、汚染水の海洋放出を拙速に行わず、まずは、正確な情報の提供とあわせて、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とした関係者との約束を果たすことに全力を傾注するとともに、汚染水の安全な処理・管理方法を早急に確立するよう求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。 記 １　福島第一原発から発生するALPS処理水について、正確な情報を提供するとともに、関係者の了解のないまま海洋放出をしないこと。 ２　ALPS処理水の安全な処分方法が決定するまで安全な貯槽保管とし、海洋放出をしないこと。